

[下宿・アパート生活の注意]

- ①家主や近所の人々に迷惑をかけないこと。とくに、夜間の出入りや大声を出すのは他人の迷惑になる。
- ②よく話し合える仲間をみつけ、共同生活を身につけるように。
- ③生活のリズムを守り、健全な生活を送ること。
- ④たばこ・炊事などで火災を起こさないように注意すること。

学生教育研究災害傷害保険

正課（授業）・学校行事ならびに課外活動中での傷害にかかった費用について、本人や家族の負担を少しでも軽くするため、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に学生自治会より自動的に全員加入している。

本学の学生自治会員であれば、誰でも利用することができるので、不幸にして、事故に遭遇した場合は、すみやかに学生課に報告するとともに、保険金の請求手続きを行うこと。傷害の程度に応じて、保険金が支払われる。傷害の程度・保険金額等の詳しい内容は学生課で確認すること。

＜次のような場合に起こった傷害について給付される＞

①正課中

講義・実験・実習・演習または実技による授業を受けている間。

②学校行事中

大学の主催する入学式・オリエンテーション・卒業式等、教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③課外活動中（治療日数が14日以上）

a) 学校施設内

大学が教育活動のために所有・使用または管理している学校施設内において、課外活動を行っている間。

b) 学校施設外

大学の規則に従った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を学校施設外で行っている間。（ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除く。）京都市教育委員会と連携している「学生ボランティア」学校サポート事業に参加している間など。

学生生活に関する相談

オフィスアワー制度

本学では、学生生活の中で起こる様々な不安や悩みを、教員と学生とのコミュニケーションを含め、できる限り一緒になって解消していこうとしています。

オフィスアワー制度とは、専任の教員がそれぞれの研究室で1週間に1講時分の時間、相談のため待機している制度です。もちろん、いつでも、どの先生に相談しても構いません。相談の内容等については、プライバシーを厳守します。

こんなことを聞いたり、話したりしたら笑われるのでは…等の不安・疑問をもたないで、

まず一歩、足を前に踏み入れてみてください。

スクールカウンセラー制度

友達の輪に入りにくい。学校に行きたくないと思うことがある。授業に集中できない等の悩みを相談できる制度をもうけています。相談の内容の秘密は厳守します。安心して相談して下さい。

日 時：隔週火曜日13：00～17：00 ※詳しくは学生課掲示板に掲出

場 所：4階研究室418

申込み方法：学生課または、カウンセラーに直接予約

相談時間：20～40分程度（継続可）

健 康 管 理

勉強・スポーツ・余暇を楽しむにしても人間は健康な身体があってこそである。しかし、若者はずいつい無理をしがちである。身体の管理は各自がとくに気をつけること。

①規則正しい生活を営むこと。

②朝食は必ず食べること。

③十分な睡眠をとること。

④適当な運動をすること。

⑤病気は早期発見・早期治療。

⑥学内でけがをしたり気分が悪くなったときは、事務室まで連絡すること。

定期健康診断

自己の健康状態を調べ、自分自身の健康に対する自覚を高めることは、非常に大切なことである。そのため本学では新年度のオリエンテーション期間中に定期健康診断を行っている。健康診断を受診しない者には各種証明書を発行・交付しないことがあるので、必ず受診すること。

もしも、健康異常が発見された場合は、回復をはかるための早期治療が必要である。自分自身の健康管理のために、健康診断は全員が必ず受診すること。

また診断の結果、再検査・精密検査の必要のある場合は、各自に通知するので、必ずもう一度病院などで再検査を受けること。

〔検査項目〕

胸部X線間接撮影・身体計測・視力・聴力・検尿等・問診・血圧等

遠隔地被扶養者証

家族と離れて下宿で生活する学生は、遠隔地被扶養者証の交付を受けておくと、自分の保険証を持つことができる。遠隔地被扶養者証は、扶養者が加入している保険機関に「在学証明書」を添えて申請すれば交付される。